

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後																																																																			
(前 略) 附 則 (平成15年達示第39号) 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。 2 この規程の施行後に任用される福井謙一記念研究センターの教員のうち、別表の任期欄の規定によりその任期の末日が平成25年4月1日以後となる者については、同表の任期欄の規定にかかわらず、当該任期の末日を平成25年3月31日までとする。 (中 略)						附 則 (平成15年達示第39号) (同 左) (削 除)																																																																			
別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大学院法学研究科</td> <td>法政理論専攻</td> <td>講師</td> <td>2年</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法曹養成専攻</td> <td>講師</td> <td>2年 ただし、再任の場合にあっては1年</td> <td>可 ただし、1回限り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属法政実務交流センター法科大学院準備部門</td> <td>教授 准教授 講師</td> <td>3年</td> <td>可 ただし、<u>2回限り</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>附属法政実務交流センター国際・渉外部門</td> <td>准教授 講師 助手</td> <td>3年</td> <td>可 ただし、1回限り</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>						部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	大学院法学研究科	法政理論専攻	講師	2年	否		法曹養成専攻	講師	2年 ただし、再任の場合にあっては1年	可 ただし、1回限り		附属法政実務交流センター法科大学院準備部門	教授 准教授 講師	3年	可 ただし、 <u>2回限り</u>			附属法政実務交流センター国際・渉外部門	准教授 講師 助手	3年	可 ただし、1回限り		(略)						附 則 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第3の大学院経済学研究科プロジェクトセンターの項の改正規定中産業・経営政策研究プロジェクトに係る部分は、同日から施行し、同日以後に雇用(昇任を含む。)される者について適用し、別表第2の改正規定は、同日から施行し、同日以後に雇用される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。 2 改正後の別表の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の別表の規定に基づき任期を定めて雇用されている者の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。 別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任の可否</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大学院法学研究科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属法政実務交流センター法科大学院準備部門</td> <td>教授 准教授 講師</td> <td>3年 ただし、再任の場合にあっては2年</td> <td>可 ただし、<u>3回限り</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属法政実務交流センター国際・渉外部門</td> <td>教授 准教授 講師 助手</td> <td>3年 ただし、再任の場合にあっては2年</td> <td>可 ただし、1回限り</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>						部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	大学院法学研究科						附属法政実務交流センター法科大学院準備部門	教授 准教授 講師	3年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、 <u>3回限り</u>		附属法政実務交流センター国際・渉外部門	教授 准教授 講師 助手	3年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、1回限り		(同 左)					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考																																																																				
大学院法学研究科	法政理論専攻	講師	2年	否																																																																					
	法曹養成専攻	講師	2年 ただし、再任の場合にあっては1年	可 ただし、1回限り																																																																					
	附属法政実務交流センター法科大学院準備部門	教授 准教授 講師	3年	可 ただし、 <u>2回限り</u>																																																																					
	附属法政実務交流センター国際・渉外部門	准教授 講師 助手	3年	可 ただし、1回限り																																																																					
(略)																																																																									
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考																																																																				
大学院法学研究科																																																																									
	附属法政実務交流センター法科大学院準備部門	教授 准教授 講師	3年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、 <u>3回限り</u>																																																																					
	附属法政実務交流センター国際・渉外部門	教授 准教授 講師 助手	3年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、1回限り																																																																					
(同 左)																																																																									

改 正 前					改 正 後				
医学部附 属病院	全診療科 中央診療セ ンター 薬剤部 探索医療セ ンター 探索医療 開発部 固定プ ロジェ クト部 門 探索医療 検証部 探索医療 臨床部 医療情報企 画部 地域ネット ワーク医療 部 治験管理セ ンター 医療安全管 理部 総合臨床教 育・研修セ ンター 診療報酬業 務センター	准教授 講師 助教	5年	可	医学部附 属病院	全診療科 中央診療セ ンター 薬剤部 医療情報企 画部 地域ネット ワーク医療 部 医療安全管 理部 総合臨床教 育・研修セ ンター 診療報酬業 務センター 臨床研究総 合センター	准教授 講師 助教	5年	可
		(略)					(同 左)		

別表第 2

部局名	教育研究組織の名称	任 期	再任可否	備 考
	(略)			
数理解析 研究所	全研究部門 全附属研究施設	5年	可 ただし、 1回限り	
	(略)			

別表第 2

部局名	教育研究組織の名称	任 期	再任可否	備 考
	(同 左)			
数理解析 研究所	全研究部門 全附属研究施設	7年 ただし、再任 の場合にあって は3年	可 ただし、 1回限り	
	(同 左)			

改正前							改正後							
別表第3							別表第3							
部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	計画の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	
		(略)							(同左)					
大学院 経済学 研究科	プロジェクト センター	産業・経営 政策研究プロジェクト	教授	2年	可		大学院 経済学 研究科	プロジェクト センター	産業・経営 政策研究プロジェクト	教授	2年	可		
			准教授	ただし、再任の場合にあっては1年	ただし、1回限り					准教授	ただし、再任の場合にあっては1年	ただし、1回限り		
		講師	3年	可	ただし、1回限り	講師			3年	可	ただし、再任の場合にあっては2年	ただし、1回限り		
		応用経済学 研究プロジェクト	准教授 講師	5年	可	ただし、再任の場合にあっては1年			応用経済学 研究プロジェクト	准教授 講師	6年	否		
		(略)							(同左)					
医学部 附属病院	探索医療センター 探索医療開発部 流動プロジェクト部門	血管新生・ 組織再生プロジェクト	准教授 助教	2年	可		医学部 附属病院	臨床研究総合 センター 二	血管新生・ 組織再生プロジェクト	准教授 助教	2年	可		
		レプチン・ 脂肪細胞プロジェクト	准教授 助教	2年	可				レプチン・ 脂肪細胞プロジェクト	准教授 助教	2年	可		
				ただし、平成23年8月1日から平成24年7月31日までに任用される場合(再任される場合を含む。)の任期は平成24年7月31日まで、平成24年8月2日から平成26年7月31日までに任用される場合(再任される場合を含む。)の任期は平成26年7月31日までとする。						ただし、平成24年8月2日から平成26年7月31日までとする。				
				ただし、平成21年8月2日から平成23年7月31日まで						ただし、平成23年8月1日から平成26年7月31日まで				

改正前					改正後				
			<p>でに任用される場合の任期は平成 23 年 7 月 31 日まで、平成 23 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日までに任用される場合(再任される場合を含む。)の任期は平成 26 年 7 月 31 日までとする。</p>				<p>でに任用される場合(再任される場合を含む。)の任期は平成 26 年 7 月 31 日までとする。</p>		
	食道癌 PDT プロジェクト	助教	<p>3 年 ただし、平成 24 年 6 月 2 日から平成 27 年 5 月 31 日までに任用される場合の任期は、平成 27 年 5 月 31 日までとする。</p>	否		食道癌 PDT プロジェクト	(同 左)		
	膵 細胞イメージング プロジェクト	講師	<p>5 年 ただし、平成 24 年 6 月 2 日から平成 29 年 5 月 31 日までに任用される場合の任期は、平成 29 年 5 月 31 日までとする。</p>	否		膵 細胞イメージング プロジェクト	(同 左)		
		(略)					(同 左)		